

福祉医療費(連記式)の電子媒体請求をお願いします。

毎月請求いただく福祉医療費(連記式)レセプトは、電子媒体での請求が可能です。電子媒体請求への移行は、ペーパーレスの外、次のようなメリットもありますので、是非、福祉医療費(連記式)レセプトの電子媒体請求についてご検討ください。

福祉医療費(連記式)電子媒体請求のメリット

➤ レセプトの印刷、総括表・請求書の作成が不要です。

電子請求は、レセプト印刷(手書き請求では記載)の手間が省けます。
また、総括票・請求書の作成や編綴作業も不要になりますので、請求件数が多ければ多いほど事務作業が軽減されます。

➤ 1週間以内であれば、再提出できます。

内容不備等により再提出が必要になった場合でも、電子媒体請求(福祉医療費(連記式)のみ)であれば、1週間以内まで再提出をお受けできます。

➤ 事前の届出は、不要です。

電子媒体請求の移行に伴う事前の届出は必要はありません。
ただし、移行初回請求月の媒体には、初回請求である旨の記載をお願いします。

➤ 確認試験の実施は、任意です。

電子媒体請求移行前の確認試験は任意ですので、貴医療機関等の環境が整い次第、速やかに移行することができます。一方、本会提供の電子レセプト作成ソフトを使用して電子媒体請求へ移行する場合には、確認試験の実施をお勧めします。(確認試験の様式等は、ホームページ※からダウンロードできます。)



請求方法Q&A

Q1 今は手書き請求だけど電子化できる？

A1 できます。電子レセプト作成ソフト(無料)をお使いいただければ直ぐに電子化できます。
なお、同ソフトは、※ホームページからダウンロードできます。

Q2 オンラインで請求できないの？

A2 できません。レセプト電算処理システムとは異なり、CD-R等の媒体にデータを格納していただく方法でしか電子請求はできません。

Q3 不安なので確認試験をしたいのですが…

A3 電子請求開始を希望する前月10日までに、確認試験依頼書を添えてCD-R等を提出してください。確認試験の結果は、当月中にお知らせしますので、結果に問題がない場合は確認試験翌月から電子請求に移行できます。

Q4 具体的な請求方法は？

A4 CD-R等に格納いただくデータの仕様やCD-R等に添付していただく送付書等の雛形、詳しい請求方法等は、※ホームページをご確認ください。なお、確認ができない場合は、電話でも承ります。



群馬県国民健康保険団体連合会

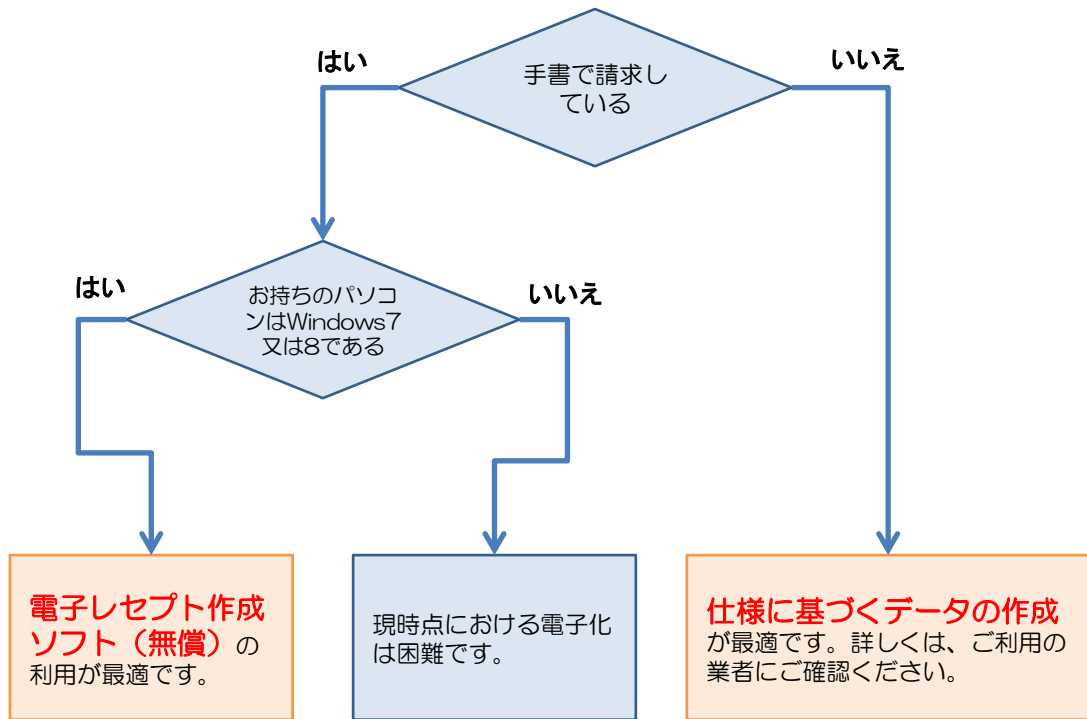
※ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp/>

問合先(直通) 027-290-1338 (審査第一課、第二課)





最適な移行の方法をチェック



電子レセプト作成ソフト(無償)は、ホームページ (<http://gunmakokuho.or.jp/>) からダウンロードの上、インストールする方法と媒体 (CD-R) を入手してインストールする方法があります。媒体を希望する場合は、別途送付いたしますので、担当者に連絡 (TEL 027-290-1338) をお願いします。

《注意》

- 1 電子レセプト作成ソフトは、各医療機関等でご利用しているレセプトコンピュータとの連動はされておりません。
- 2 電子レセプト作成ソフトは、WindowsXP及びWindows10には対応しておりません。
- 3 福祉医療費(連記式)の電子媒体請求は、オンラインには対応しておりませんので、CD-R等の媒体にデータを格納の上、ご請求ください。
なお、レセプト電算処理システムにおける請求をCD-R等で行っている場合は、別のCD-R等にデータを格納の上、ご請求ください。



電子化への移行手続き

1 確認試験を行わない場合

電子化の移行準備が完了した直近の請求月(毎月10日締切)から移行できます。ただし、移行初回請求月の媒体に初回請求である旨の記載をお願いします。

2 確認試験を行う場合

電子媒体請求開始を希望する前月10日までに、確認試験依頼書を添えて媒体を提出してください。確認試験の結果は、当月中にお知らせしますので、結果に問題がない場合は確認試験翌月から電子媒体請求へ移行できます。